

スポーツ推進委員について

令和6年（2024年）4月1日

豊中市スポーツ推進委員協議会
豊中市都市活力部スポーツ振興課

スポーツ推進委員とは

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき、各市町村から委嘱を受けた**非常勤公務員**です。

定員 80 人が豊中市スポーツ推進委員協議会を組織し、活動を行っていきます。

市長の指揮監督を受けて、必要に応じて「スポーツ基本法 第 32 条 第 2 項」で規定している職務を遂行します。この際、職務の執行に伴い、市の予算の範囲内で報酬の支給や費用弁償があります。

地域でのスポーツイベントの企画・運営、市主催のスポーツイベントへの協力等を通じて、生涯スポーツならびに市民の健康体力づくりの推進等を目標としています。

＜スポーツ推進委員の歴史＞

和暦（西暦）	歴史
昭和 32 年（1957 年）	地域の生活に直結したスポーツの振興を図ることを目的とした体育指導委員制度を文部省が整備。
昭和 36 年（1961 年）	スポーツ振興法によって法的に位置づけられ、その後豊中市においても「体育指導委員」が活動を始める。
平成 23 年（2011 年） 8 月	スポーツ立国の実現をめざし、施行されたスポーツ基本法によって、その名称が「スポーツ推進委員」に変更となる。これまで行ってきたスポーツの実技指導や助言に加え、 <u>スポーツ推進の事業に係る行政との連絡調整の役割を期待される。</u>

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条 抜粋

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

豊中市スポーツ推進委員協議会について

豊中市都市活力部
スポーツ振興課

豊中市スポーツ推進委員協議会

<総会>

●スポーツ推進委員 定員 80 人

<役員会>

●会長 ●副会長 ●書記

<常任委員会>

●常任委員

<総務部会>

●総務部長
●総務部員

※総務部会とは…協議会における総務全般ならびに広報誌の作成を行う。

<普及部会>

●普及部長
●普及部員

※普及部会とは…スポーツの日の事業等、地域スポーツの普及を行う。

<研修部会>

●研修部長
●研修部員

※研修部会とは…協議会における研修会の企画・立案・運営を行う。